

都市計画法第32条同意・協議申請要領

1 都市計画法第32条規定に基づく同意・協議申請手続きについて

開発事業者は、開発区域内に従前の公共施設がある場合、または開発区域外にあって開発行為に関する工事により変更又は廃止されることとなる公共施設がある場合は、既設の公共施設の管理者に都市計画法第32条第1項の規定に基づく同意申請書を、開発行為により設置される公共施設がある場合については、その新設される公共施設を管理することとなる管理者に都市計画法第32条第2項の規定に基づく協議申請書を提出するものとする。

2 協議の内容と協議課

開発事業者は、次の公共施設について、各管理者（協議課）と協議をするものとする。

協議内容	協議課
道路	土木課
公園等	みどりの推進課
下水道	下水道課
排水路	土木課
用水路	みどりの推進課
農業用施設・ため池	みどりの推進課
消防用貯水施設	消防本部総務課
集会所※	たつせがある課

※集会所は、都市計画法第32条の規定に基づかない施設であるが、開発区域内の利便増進を図る上で必要不可欠な施設であるため協議の対象とする。

3 申請手順

別紙「都市計画法第32条同意・協議手続きフロー」のとおり行うものとする。

4 提出書類

添付書類は、正本1部、副本2部にそれぞれ添付することとし、下記番号順に綴じること。

- (1) 都市計画法第32条の規定に基づく同意・協議申請書（任意様式第1号、2号、3号）
正本（管理担当課）、副本（申請者）、副本（都市計画課）各1部を管理担当課に提出。
- (2) 位置図
- (3) 計画平面図
- (4) 公共施設の新旧対照図
- (5) 公図の写し
- (6) 求積図
- (7) 縦・横断図
- (8) 従前の公共施設一覧表
- (9) 新設する公共施設一覧表
- (10) 付替えに係る公共施設一覧表
- (11) その他必要とする図書 ※管理担当課が特に必要と認める場合